

愛媛県教育委員会10月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成29年10月17日（火）午後1時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委 員 関 啓三 委 員 丹下敬治
委 員 清水慶子 委 員 富永誠司 委 員 高田智世

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一	指導部長 長井俊朗
教育総務課長 吉田慶治	教職員厚生室長 越智秀明
生涯学習課長 芝 暢彦	文化財保護課長 佐川昌三
文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎	保健体育課長 加藤哲也
義務教育課長 川崎 豊	高校教育課長 和田真志
人権教育課長 小黒裕二	特別支援教育課長 中村徹男

5 会議の概要

(1) 開 会（午後1時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会10月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の方は所定の席で、静粛に傍聴をお願いいたします。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） まず、攝津委員さんの後任として、10月12日付けで高田智世委員さんが就任されましたので、御挨拶をお願いしたいと思います。

（高田委員） 初めまして高田智世と申します。日頃、子どもたちからエネルギー、パワー、癒やしをいただいております。その子どもたちの笑顔のために一生懸命、頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（教育長） ありがとうございました。

（教育長） 始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。本日の議事のうち、その他の協議案件の表彰案件2件については人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

（教育長） 公開案件を審議することといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 9月定例会議事録の承認

（教育長） それでは、9月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。
続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について

(教育長) 平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について、事務局から報告をお願いします。

(高校教育課長) 平成30年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の結果について御報告いたします。

平成30年度の教員採用選考試験については、第1次選考試験を7月22日から24日に、第2次選考試験を9月2日から8日に実施しました。その結果、新規採用候補者として425名を決定し、10月3日に愛媛県及び愛媛県教育委員会ホームページにて発表しました。

新規採用候補者の内訳は小学校215名、中学校104名、県立学校78名、養護教員25名、栄養教員3名の合計425名です。

今回の採用に当たっての特色を御説明いたします。資料の2の「(1) 特別選考」を御覧ください。障がい者特別選考で1名、教職経験者特別選考で3名を採用候補者としています。

現職教員特別選考は、他県の国公立学校において、出願時に2年以上、正規の教員として勤務している者を対象にした特別選考です。今年度から、小学校教員、中学校教員及び特別支援学校教員の試験区分について、第1次選考試験の全てを免除するように変更いたしました。その結果、受験者数は、昨年度に比べて34名増の78名となり、採用候補者数は、昨年度に比べて34名増の60名としています。その内訳は、小学校36名、中学校18名、県立学校4名、養護教員1名、栄養教員1名となっています。

講師等特別選考は、今年度新規の特別選考です。内容は、小学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、前年度の1次試験に合格した者で、今年度、愛媛県教育委員会が講師等として任用した者について、第1次選考試験の全てを免除するものです。受験者22名のうち、19名を採用候補者としています。

続いて、「(2) 加点」を御覧ください。本県では、特色ある人材を採用するため、平成19年度から加点制度を導入しています。毎年検討を加え、導入から12年目を迎えた今年度は、19項目を加点対象としています。

今年度は、新たに、小学校教員を志願する者のうち、現に数学又は技術の教科について授与された中学校教諭免許状を有するものに対して20点の加点を設定しました。この加点項目では、対象者16名のうち、10名を採用候補者としています。また、昨年度導入した防災士の有資格者に対する加点については、対象者が、昨年度に比べて89名増の97名となり、そのうち、44名を採用候補者としています。

なお、新規採用候補者425名のうち、加点された者は194名となってい

ます。

「(3) その他」を御覧ください。採用候補者のうち、他県の現職教員は、先程の特別選考を含め62名となっています。また、県内公立学校における講師等経験者が183名、民間企業経験者が23名となっています。それぞれの経験を生かし、本県教育の充実のために大いに貢献することを期待しています。

なお、採用候補者のうち大学・大学院の新卒者は140名で、全体の32パーセントでした。

資料に学校種別及び教科別の採用候補者数等を示しております。以上が教員採用選考試験の結果です。

教員の採用選考に当たりましては、これまでどおり厳重なチェック体制のもとで公正・公平性の確保に努めてまいりました。

今後、採用手続き等についても、引き続き遺漏のないよう進めてまいりたいと考えています。

なお、本県では、教職経験のない者に対し、4月からの勤務に対する不安を取り除くため、教育現場での教育活動を体験させる採用前キャリアアップ研修を実施しています。この研修を活用して、教職経験のない新卒者等がスムーズに教員生活をスタートできるよう配慮してまいりたいと考えています。

以上でございます。

(教育長) ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等はございますでしょうか。

(丹下委員) 小学校又は特別支援学校の教員を志願する者のうち、昨年度、一次試験に合格し、今年度、愛媛県教育委員会に講師等として任用された者は、一次試験を免除するという取組をされておりますが、採用候補者の最終倍率が今年度3.1倍となっています。倍率を調べてみると、平成27年度採用が7.2倍、28年度が5.2倍、29年度が3.7倍と、ずっと倍率が下がっています。これは大量退職で教員の採用を増やさないといけないということと、企業等の求人倍率が上がって大学生がそちらに流れたということもあると思います。愛媛大学や近隣の大学の現役大学生への広告や案内、そういったことを多分されているとは思いますが、その状況を教えてください。

新卒者の合格者の割合は例年3割ぐらいだったと思うのですが、その割合も教えてください。

加点についてですが、青年海外協力隊経験者の加点も随分前からあって、今年も5名が採用候補者となっています。海外生活の苦労をされた方を教員に採用していただくのは大変いいことではないかと思うので、今後も続けてほしいです。それから、攝津前委員さんが取られていた防災士の資格を持った受験者が多い一方で、臨床心理士の資格を持った方はいないかと思ったのですが、一人、合格された方がいらっしゃったの

で、本当に良かったなと思います。

(高校教育課長) まず、愛媛大学等への採用試験についての案内等についてでございますが、義務教育課と高校教育課で分担いたしまして、愛媛大学のみならず、松山大学や中四国、関西の方まで出かけて行って、採用試験の説明会を随時、実施しているところでございます。

新卒者の割合については、県立学校につきましては合格者78名中、新卒者が18名、23パーセントというところでございます。

(義務教育課長) 全体の倍率が大きく下がっております。小中学校教員の大量退職に伴って、採用数が大幅に増になっているという状況でございます。今年度でいいますと、小中学校の採用候補者の合計が319名でございます。先ほど、丹下委員さんから平成27年度からの倍率ということでお話ございましたので、過去の人数を申し上げますと、平成27年度の小中学校の採用候補者数の合計が111名、28年度が180名、29年度が281名、今年度が319名となっております。

小中学校につきましては、国庫負担対象の教職員でございますので、採用数は、見込まれる学級数に基づいて補充ということになります。つまり、大量採用した時代の教員が退職時期となっているため、このような状況となっております。加えて、非常に採用が厳しい状況でございますので、先ほど申しましたように、今年度、現職の教員として他県で働いている者に帰ってきてもらえるように、一次試験の全てを免除しました。このことにより、大幅に他県の現職の受験者が増え、結果、採用数が増えております。

最終倍率については、昨年度、小学校で2.3倍、今年度1.9倍となっておりますが、特別選考を受けた者を除いた一次試験を受験した者のみの倍率は、小学校が2.2倍になっておりますので、ほぼ昨年度と同様の倍率を確保できているのではないかと考えております。ただ、倍率が下がる中でも優秀な教員の確保ができるように、今後、いろいろな努力をしてまいりたいと思います。

(高校教育課長) 追加です。最後に加点制度について申し上げます。まず、防災士の件につきましては、愛媛県が人数だけで、東京都に次ぐ数の防災士を擁しているところの一助とはなっているのかなと考えております。青年海外協力等をはじめとした加点制度につきましては、毎年、検討を重ねながら継続しておりますので、これからも特色ある人材、特色ある学校づくりに寄与できる人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

(関委員) 民間企業経験者で23名が合格しておりますが、過去にも民間企業経験者を採用していると思いますので、採用した後の効果が何かありましたら教えていただきたいです。

(高校教育課長) まず、今年度、採用された者の民間企業等経験者につきましては、職種につきましては一般企業の営業職や英会話の講師、工事

現場で勤務をされたりと、いろいろな職種の方がいらっしゃいますが、比較的、営業職を経験された方が多いです。そういった方々が、これまでも現場に配置された時に、保護者への対応や職場の人間関係づくり辺りで、前の職場で経験したスキルを生かしながら、学校現場の雰囲気を変えたり、保護者対応のシステムを作ったり、といったことをしてくださっております。一般論ではございますが、教員は他の社会を知らないと言われますが、その中にそういった人材が入ることで教員の新しい面が開けてくると感じております。

(教育長) ほかございませんでしょうか。

(教育長) よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、教育長報告につきましては以上で終了いたします。続きまして議案審議に移ります。

(4) 議 事

議案審議

○議案第51号 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第51号愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正について御説明いたします。

資料の「概要」を御覧ください。高等学校全日制課程の定員について、平成30年度は、北条高校を1学級削減し、40人の減員、津島高校2学級を40人学級から30人学級とし、20人の減員とすることとし、特別支援学校は、現行どおりの定員を維持することとしております。

1の(1)を御覧ください。高等学校全日制課程については、地方創生にとって重要な小規模校の存続を図りつつ、地域の中核校の定員を維持することが求められていることを踏まえ、平成30年度及び将来の生徒数の増減の動向等について勘案し、入学定員を検討しました。

その結果、全体として60人の減員となり、高等学校全日制課程の県下全体の競争倍率につきましては、0.94倍を見込んでおります。

予測の段階で、競争倍率が1.0倍を下回るのは前年度に引き続いて、2年目となりますが、これは先ほど述べましたように、比較的倍率の低い小規模校の存続等を図っているためであり、これら小規模校等を除いた予測倍率は、1.00倍となっております。

1の(2)を御覧ください。各地域の状況については、松山・伊予・上浮穴地域のうち、北条高校は、入学者が4年連続で定員を大幅に下回り、平成30年度も志願者数が定員を下回る見込みですので、1学級40人の減としております。

宇和島・南宇和地域では、3年連続で定員引き下げの基準に該当した津島高校を40人学級から30人学級とし、定員を20人減じております。

その他の地域については、志願者数の増減が小さいことや志願者が減少する地域においても、平成31年度に卒業する中学生が増加する見込みであることから、定員を据え置いております。

以上の結果を踏まえた、各高等学校の定員を資料に示しております。

次に、特別支援学校の入学定員につきまして説明いたします。

みなら特別支援学校松山城北分校普通科及び新居浜特別支援学校普通科については、昨年度定員を増員しておりまして、今年度はその他の特別支援学校高等部の各学科を含めて、入学定員の変更はございません。

平成30年度の県立学校の入学定員につきましては、以上のとおりであります。

先ほど説明させていただきました来年度の定員の変更及び昨年度、一昨年度に改正しました定員の学年進行に伴う変更がございますので、これらについて「愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則」の一部改正を行いたいと考えております。

具体的には、高等学校全日制課程では、平成30年度の1学級削減等により、生徒定員が60人減となります。

また、3に示しております特別支援学校高等部では、前年度のみなら特別支援学校城北分校普通科及び新居浜特別支援学校普通科の定員拡充により、生徒定員が16人増となります。

なお、生徒定員改正をする学校は、資料にお示ししているとおりです。

次に、附則でございますが、施行期日を平成30年4月1日としているほか、附則の2項、3項では、学級増減などにより、新1年生の入学定員が2年生以上の定員と異なる場合などの当該学科の平成30年度入学定員を示しております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございますでしょうか。

(丹下委員) 県全体の状況の志願者数ですが、実際の中学校3年生の生徒数とは異なると思います。これは希望調査か何かされて出された数字なののでしょうか。志願者を確保するためには、もっと県立高校へという宣伝をしなければならないと思うのですが。

(高校教育課長) 数字の推計につきましては、各市町の中学校3年生の数と過去の数から算出しているところでございます。県立高校の志願者確保については、私立高校では、それぞれの学校説明会で、随分と工夫された説明をしておられますので、そういったことを見習いながら、高等学校で中学校への説明会に関する研修等も実施しているところでございます。以上です。

(教育長) ほかがございませんでしょうか。

(教育長) お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第51号愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第52号 平成30年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項について

(教育長) 議案第52号平成30年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項について事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成30年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を定めようとするものであります。

平成30年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項の概要を御覧ください。

今年度の高等学校の入学者選抜につきましては、昨年度と同様に、一般入学者選抜、推薦入学者選抜、定時制課程の第2次募集を実施いたします。

なお、学力検査等の期日、合格者の発表の日並びに学力検査の検査教科及び出題範囲については、既に5月の定例教育委員会で可決され、県報で公告しております。

また、平成30年度の入学者選抜実施上の細部については、教育長が別に定めることとしており、「平成30年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施細目」に記載し、各学校に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

(教育長) ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございますでしょうか。

(教育長) お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第52号平成30年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第53号 平成30年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項について

(教育長) 議案第53号平成30年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項について事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 愛媛県県立学校管理規則第48条の4の規定により、平成30年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項を定めようとするものであります。

県立中等教育学校入学者選考実施要項の概要を御覧ください。

今年度の入学者選考につきましては、下線で示しておりますとおり、「1 募集人員」は、3校とも1学年160名としています。「4 作文、適正検査及び面接」につきましては、1月7日（日）に志願先の中等教育学校を検査場として、実施することとしています。「6 入学予定者の発表」は、1月15日（月）午前9時から、各中等教育学校において行うこととしています。

なお、適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日につきましては、8月の定例教育委員会で可決され、既に県報で公告しているところです。

そのほかの内容につきましては、昨年度と同様に実施することとしています。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

（教育長） ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございますでしょうか。

（教育長） お諮りします。よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） 全員異議ございませんので、議案第53号平成30年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項については原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第54号 平成30年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について

（教育長） 議案第54号平成30年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項について事務局から説明をお願いいたします。

（特別支援教育課長） 愛媛県県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成30年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を定めようとするものであります。

資料の「平成30年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項の概要」を御覧ください。

高等部本科入学者選抜を資料に記載した内容により、また専攻科入学者選抜を資料に記載した内容により実施いたします。なお、学力検査の期日、合格者の発表の期日については、先の5月定例教育委員会で可決、県報で公告しているところでございます。

そのほかの内容については、前年度と変更はございません。

なお、平成30年度の入学者選抜実施上の細部につきましては、教育長が別に定めることとしており、「平成30年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施細目」に記載し、各学校に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

（教育長） ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございますでしょうか。

（丹下委員） 確認です。選抜方法については特にございません。第1希

望、第2希望、第3希望まで認める学校もあるということですね。

(特別支援教育課長) はい。

(丹下委員) 特別支援学校の子どもたちが、入学者選抜で不合格になるということは考えにくいのですが、みならと新居浜が定員を増やしましたが、この定員で十分なのかどうか、その状況を教えてください。

(特別支援教育課長) 現時点で特別支援学校中学部3年生及び中学校3年生につきまして、希望調査を実施しております。その結果によりまして、現時点では定員を超えての入学希望はございません。ですので、このままでまいりますと、定員内で収まる予定でございますが、今後の情勢によりまして、仮に定員を超えた場合には枠外定員という制度がございますので、若干名の定員を超えた入学生が高等部に入学するという可能性がございますが、現時点では希望者は定員の中に収まっているという状況でございます。

(教育長) ほかがございませんでしょうか。

(教育長) お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第54号平成30年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項については原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) 以上で議案審議を終わります。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いいたします。

(5) その他

○平成29年度優良公民館文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(生涯学習課長) 平成29年度優良公民館文部科学大臣表彰の被表彰候補団体(2団体)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(富永委員) 推薦の順位の決定方法について質問する。

(生涯学習課長) 推薦の順位の決定方法について説明する。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○平成29年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(義務教育課長) 平成29年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰候補者(10名及び2校)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午後 1 時37分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会10月定例会を閉会いたします。